

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和2年11月10日

大里広域市町村圏組合

監査委員 三澤 欣一

監査委員 稲山 良文

大里広域市町村圏組合監査委員公告第2号

(別紙)

令和2年度

定例監査結果報告書

大里広域市町村圏組合監査委員

1 監査の種類

大里広域市町村圏組合監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象課

総務課 介護保険課 業務課 建設準備課 会計課

(2) 対象事務

令和元年4月1日から令和2年8月31日までににおける財務に関する事務の執行及び行政事務

3 監査の着眼点

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令、規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続を通じて検証することを目的とし、監査の着眼点を以下のとおりとした。

(1) 収入事務 ① 必要な手続は行われているか

② 収入に係る時期は適正か

③ 紛失・盗難のリスクはないか

(2) 支出事務 ① 必要な手続は行われているか

② 適正な支出となっているか

(3) 契約事務 ① 安易な随意契約を採用していないか

② 必要な手続は行われているか

(4) 財産管理 ① 備品台帳は整備されているか

(5) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性及び有効性に問題はないか

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令、規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の実施場所及び期日

(1) 監査の実施場所

大里広域市町村圏組合曙町事務所 大会議室

(2) 監査の期日

令和2年10月14日

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

ア 介護保険課及び業務課で収納した現金の指定金融機関等への払込みについて、本組合が準用する熊谷市会計事務規則第26条第1項の規定と相違するものがあった。同規定に基づき適正な事務処理を行うべきである。

(2) 支出事務

ア 総務課、業務課及び介護保険課の旅費支出の根拠となる会議開催通知等について、適正な文書収受がされていないものがあった。本組合が準用する熊谷市文書管理規程第8条第1項の規定に基づき適正な事務処理を行うべきである。

イ 総務課の委託料支出の根拠となる業務完了報告書について、適正な文書収受がされていないものがあった。本組合が準用する熊谷市文書管理規程第8条第1項の規定に基づき適正な事務処理を行うべきである。

(3) 契約事務

ア 業務課の地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定される額を超える委託契約について、複数業者からの見積書により契約の相手方を決定したものがあった。適正な事務処理を行うとともに、随意契約ガイドライン等を策定するべきである。

(4) 財産管理

ア 本組合の備品台帳が整備されていなかった。本組合が準用する熊谷市物品管理規則第17条第1項の規定に基づき適正な事務処理を行うべきである。

(5) その他

指摘事項なし

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

今回の監査は、平成29年改正地方自治法により策定した「大里広域市町村圏組合監査基準」（令和2年4月1日施行。以下「新基準」という。）に基づき実施した初めての定例監査であり、新基準の実施基準であるリスク・コントロールの視点から、内部統制の制度化に向けて必要なマニュアル等が整備されて

いるか、また、それらが十分に機能しているかについても併せて監査を実施した。

改正地方自治法では、都道府県及び指定都市は、令和2年4月1日から内部統制制度の導入が義務付けられているが、それ以外となる本組合は努力義務となっているため、現時点では内部統制制度は導入されていない。

前記6の監査の結果で指摘した事項は、いずれも各業務の基本的かつ根幹となる重要な手続であり、早期に対応策を明文化し着実に実行に移すことで、本組合の自主的な内部統制の整備及び運用に繋がることを期待するものである。